

## 令和3年度 防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議 会議録

日時 令和3年度12月16日（木）午後2時～3時半

場所 防府市文化福祉会館 3階9号会議室

1 あいさつ

2 委員・事務局紹介

3 会長選出

4 協議内容

(1) 令和2年度防府市の高齢者虐待の現状【資料1】

事務局より説明。(資料参照)

<A委員>

高齢者の虐待の相談件数について、令和2年以前からの継続件数が13件、令和2年度の新規の相談が20件となっている。以前のデータで確認をしてみたところ、平成30年は継続事例が7例ぐらいで、あとはほとんどが新規であった。継続事例が増えてきているというのは、困難事例が増えてきているという解釈でよろしいか。

<事務局>

なかなか解決が難しいということで、前年度から引き続き対応を行っているケースというのも多くなっている。

<B委員>

資料20ページの左上とその右下についてお尋ねする。

虐待の関係で、介護の対象にならないような人でも、介護保険の申請や介護認定を受けているかどうかについて分析を行わないといけないのか。このような角度から分析することに驚いた。

<事務局>

実際、介護保険を申請する状態ではない人もあるが、介護が必要な状態ではあるが、介護保険の申請やサービス利用につながっていない人もおられるので、分析をした。

<会長>

虐待の案件が発生した時に、その方がどういう状況で、虐待を受けているのかを調べなければいけない。その時に当然年齢や家族状況、年金を受給しているかなど、色々な情報が必要になる。その中の情報の一つとして、その方が介護保険申請をされているのか、介護サービスを受けておられるか、まだ介護保険申請されてなくて、介護サービスを受けておられないのかといった情報も集めているということである。

< B委員 >

こういう角度から分析するという事を考えていなかった。  
教えてもらった。

< C委員 >

虐待に関してはケース会議をされているか。

< 事務局 >

地域の方や民生委員を交えてのケース会議はケース by ケースである。市を含めて、その事例の関係者でその都度、情報共有を行ったり、虐待にあたるかどうかの判断や今後の対応方針等を検討している。

< C委員 >

ケース会議に1回ほど立ち会ったことがあるが、暴力行為については、学識の有無とは一切関係がないということがわかったので、皆さんも認識しておいた方がいいのではないかと思う。

この度、敬老会が行われず、記念品を配ったときに、社会福祉協議会の方で配ることができなかった案件があり、民生委員が調べてようやくわかったものが5・6件あった。介護施設が避難場所となっているケースがあることを知り、安心できると思った。

< 会長 >

資料1のスライドの6番について質問したい。

虐待相談者通報者数の統計であるが、この中で、警察からの相談通報が8件と一番割合として高くなっている。

他の市町と比べて、かなり割合が高いのではないかと思うが、普段の警察における高齢者虐待事案における取り組みや、現状について、何かお話があればお願いしたい。

< D委員 >

警察が虐待を認知するといったら、一般的には通報であるとか、相談、近所の方の喧嘩の声聞こえてくるといった通報を元にして、捜査を開始することが多いと思う。

典型的に、身体的虐待であれば、暴行傷害といったことが考えられ、心理的虐待であれば脅迫、経済的虐待であれば、保護責任者遺棄等にもかかってくることもあるので、捜査を進め、犯罪に当たるということがあれば、検挙等の措置を取るようにはしている。ただ、虐待の場合は、事態が深刻であればあるほど、非常に捜査がしにくい。

例えば、被害者が亡くなっていけば、話を聞くことができず、認知症等で、供述が得られないというようなことも考えられる。そういう事実確認困難等の場合は、これまでは、いろんな関係機関と連絡を密にして今後の発生を予防するといった取り組みを進めているところである。

#### < E 委員 >

警察と同様に、通報がある。まず、この通報というのは、相談の通報ではなく、怪我や病気になったといった意味での 119 番通報があり、実際は、救急車が現場に行った結果で、例えば何かされていたとか、放棄されていたような現状について把握するものなので、虐待の相談に対応することは基本的にはない。

#### (2) 高齢者虐待防止法と虐待対応の流れ 【資料 2】

事務局より説明。(資料参照)

#### (3) 意見交換

#### < 会長 >

今の報告、模擬事例の感想、質問等、意見があればお願いしたい。

事例の中でもそうだが、介護事業者の方は、虐待の発見において、接触する機会が多いと思う。今日、ご出席の介護事業所の方々に、この事業所の性質によって異なると思うので、これまでの取り組み、施設の取り組みや個人のご意見でもよいので一言ずつお話いただければと思う。

#### < F 委員 >

説明にもあった、本人と家族の関係については、送迎等で、接する機会があるが、ひどく言われる方がもちろんいらっしゃる。これはって思うことはあるが、その関係性っていうのは、なかなか見えないというのが現実であり、どこまでが、虐待なのかということも、なかなか見えないのが現状である。

そういった中でも地域の方と、他の事業所とも連携をとりながら対応しているような現状である。施設の役割というのも、高齢者虐待においては、非常に重要な役割になっているので、身体拘束も含めて高齢者虐待について学び、意識を高めていくような研修等を従業員に対して、施設内で行っている現状である。

#### < G 委員 >

G 委員の方からあったように、家族と接する中で、紙一重のことばかりである。しぐさや表情というのは、かなり見るようになるが、決定的なところはどうかと思う。先ほど言われた入浴中のあざや傷などは決定的なものになるが、高齢者特有の血流の薬や血圧の薬を飲まれており、ちょっと当たただけで内出血が起きたり、皮膚が薄くなっているために皮がめくれあがったりしている場合などは迷うことがある。

その辺は、先ほど事例紹介にあったようにケアマネジャーや民生委員、包括等の関わりの中で、虐待を疑うところがあることを含めておかないと一概に介護事業所の方からこれは虐待じゃないのかと言ってしまうと、家族と事業者との関係も崩れてしまうので、難しいところであると思う。

やはり普段から家族の表情を見たりだとか、少し心配だなと思ったら事業所の方から声かけ

をしたり・・・。通所サービス連絡協議会の方でも、通所サービス関連事業所の方に、高齢者虐待についての資料や研修等の動画などは出しているのので、事業所内でシェアしていただくように事業者団体として周知することについては、力添えできると思う。

#### <H委員>

ケアマネジャーとして、ご家庭に上がらせていただいております中で、疑わしい事例や生活環境のところで見えてくるのが多いのがネグレクトである。

汚い部屋に利用者がおられ、本当に家族の手が届いているのかなというところである。

どうにか支援できればというところもあるが、家族の意識の中ではやっているというところをやってない、できてないというのも違うかなという思いであり、関わりが難しいところがある。

ケアマネジャーの意識というところに関しては、介護支援専門員協会の中で研修を行っている。通報義務があるので、間違った相談や通報であってもいいので、率先して地域包括支援センターや市に相談をあげる意識を持つようにしている。

もう1点、悩ましいところが金銭面のところである。年金を息子さんや娘さんが使われて、利用者が生活困窮になっているのではないかということについても判断が難しく、困っているところである。今後そのようなところも話があればと思っている。

#### <会長>

模擬事例の中では、その地域への依頼や見守り等も出てきたが、地域からの高齢者虐待に関する視点やご意見等をいただきたい。

#### <C委員>

近所の人から怒鳴り声が聞こえると言われ、相談をした事例がある。

老夫婦で、奥さんが旦那さんを認識できなくて怒鳴られるというケースで、駐在にも相談し、地域包括支援センターの方に相談にいったが、入所となると経済的に難しい状況だった。

あまりひどくならないから、法律事件にもならず、きつい怒鳴り声くらいで済んでいると思っているが、解決するには経済的な問題を解決していかなければいけないのではないかと思う。

#### <I委員>

今日は新鮮な気持ちで話を聞いていた。

自治会とすれば、こういう事案には手が届いておらず、遠くから見ているような現状である。

今から少し勉強して、どういう風にかかわっていけるかを考えていきたい。

前年度からの継続事例が多く、解決できていない事案もあるようなので、長いスパンで、解決に向けて、皆が協力していかなければいけないと思った。

<会長>

この会議で研修等する場合、市の方から講師として、派遣するのは可能か。

<事務局>

可能である。ご要望があれば、担当圏域の地域包括支援センター等とも相談しながら対応するので、お願いしたい。

<会長>

次に専門職の観点からもご意見をいただきたい。

<J委員>

山口県社会福祉会では今年度、山口県からの委託を受け、地域包括支援センターの職員、市町の行政職員を対象に山口県高齢者虐待対応関係者研修会を開催した。

また、弁護士会と共同で高齢者権利擁護支援専門職チームというものを、県からの委託で継続して行っている。これは、市町の皆さんからの要請を受け、弁護士とペアになり、虐待に関する相談を受け、助言させていただく事業である。ただ、これに関しては、今年度の実績は、県内で3件ということで、年々件数が減ってきている。理由としては、各市町の皆さんの虐待対応スキルが向上しているのではないかと分析をしている。このチームについては、一定の役割を果たし、次の何某かの役割を果たすべき時期に来ているのかなと分析をしている。

<K委員>

少し心を病んでいる方で、妄想などもあるような方も相談に来られるが、丁寧にお話を聴かせて頂く。高齢者の1人暮らしやご近所とお付き合いがないような方も相談に来られる。何回来られても、どんなお話でも聴かせて頂く。必要があれば関係機関につなげていくこともある。

私も後期高齢者。いずれはお世話になるようになるかもしれない。住んでいる地域で目を配りながら活動している。

<A委員>

私自身は内科医であるので、実際のところ、身体的虐待、身体にケガのあるかたちの虐待を診ることはないが、医師会としては、かかりつけ医が、服の乱れや、におい等、着衣の状態で、どういう生活をしておられるか予想をつけ、虐待が疑われる状況がないかを注意して診ているケースが多いと思う。

先ほど介護保険の話が出たが、介護保険のいいところは、他の職種が、その方に関わっているため、自分以外の視点で見ることができること。私自身も、実際に虐待が疑われる状況の人がいたら、まずはケアマネジャー等に自分以外の視点から見てどうかを確認して、問題があれば、その人を中心に行政の方に話を持っていくような形で対応している。これがいいか

どうかはわからないし、医師会として、そういうシステムを作っているわけではないが、そのような形で対応していく必要があると思う。

もう一つ、専門職として悩ましいところであるが、やはり高齢者の虐待については、認知症が起点になっているケースが多い。

もう少し認知症が管理できると、虐待者というか、介護者にストレスをかけないようなシステムや対応ができるのではないかと思っているが、正直なところ、医学的レベルの問題でもある。

完全に問題行動が抑えられるかということや、実際に薬で抑えることは虐待にもなり、そこをどうするかというのは、非常に悩ましい問題であると思っている。

認知症について、介護者のストレスのない社会になれば、虐待は起こりにくいだろうと思い、それを目指したいと思うが、どうやっていくかというのを、日々考えているというのが現状である。

#### < B 委員 >

市全体では 14 の地区老人クラブを抱えており、その上に市の老人クラブ連合会があるが、先ほど申し上げた、基礎単位の単位老人クラブでは、それぞれの老人クラブで班を編成しているところもあり、第一次的には、班か単位老人クラブで老人クラブ活動の一つである友愛活動をしている。

友愛活動というのは、基本的には、見守り、見回りということをやっている。

しかし、顕在的な虐待の事実があればわかるが、潜在している虐待については、見抜く力が整っていない。潜在的な事実を見抜くためのサインがあれば教えてもらいたいし、見抜く力を養わないと駄目だと思っている。そういう見抜く力を養うために、しっかり教えてもらわないといけないと思っている。

#### < 会長 >

潜在的にある問題を見抜く力を持たないといけないというのは、まさにその通りである。

私の考えで言うと、その辺は、やはり知識と経験であると思う。高齢者虐待防止法も平成 18 年に施行され、もう 10 年以上経ち、この虐待の事例で、こういう兆候がある場合には、虐待の可能性が高いというような統計もかなりとれてきている。

今日の会議では出なかったが、こういった場合には虐待が疑われるというチェック表のようなものを市が作成しているので、それも踏まえた上で、老人クラブの方で、例えば研修会等があればぜひ行政や地域包括支援センターと連携しながら、虐待が疑われる兆候などを知識として仕入れていただければと思う。